

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約)に係る面会交流支援事業の委託」

平成28年1月
外務省領事局ハーグ条約室

1. 事業の概要

(1) 概要

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)及び「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」(ハーグ条約実施法)に基づき、中央当局に対して援助申請を行った者あるいはその相手方(以下「当事者」と記載する。)が子との面会交流を行うため、面会交流支援を行う外部機関(以下「面会交流支援機関」とする。)を選定し、その者(機関)に事業を委託する。

(2) 背景

- ア 平成26年4月1日に、我が国においてハーグ条約が発効し、ハーグ条約実施法に基づく運用が開始された。
- イ 条約第1条bにおいて、「一の締約国の法令に基づく(中略)接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること」が締約国の義務とされているが、本条約は、面会交流の実現に係る手続やその実現方法等については詳細な規定をおいているものではなく、各締約国の国内法制によることが前提とされている。もっとも、条約第21条において、中央当局は、「接触の権利の行使に対するあらゆる障害を可能な限り除去するための措置をとる」とされているとともに、条約実施法第9条において、「外務大臣は(中略)面会その他の交流を(中略)実現するため、(中略)必要な措置をとることができる。」とされているところ、中央当局たる外務省は、接触の権利の行使の確保に努める必要がある。
- ウ ハーグ事案は、①遠隔地の当事者間の話し合いとなること、②少なくとも一方当事者は外国籍である場合が多く、日本語以外での交渉を要すること(通訳対応の場合を含む)、③申立て答弁書類や証拠書類も外国語のものが含まれ、これらの読解・翻訳を要すること、④日本法だけにとどまらず、外国の法制度も関係してくることが認められる。加えて、中央当局はノウハウ及び体制面で自ら面会交流支援事業を行うことが不可能であるため、専門的知見をもつ面会交流支援機関を適切に選定し、面会交流支援事業を委託する必要がある。
- エ 本件委託業務を通じて、条約実施法に基づき中央当局に対して援助申請を行った者(申請者)と相手方による話し合いを通じ、当事者と子との面会交流の実現を目指す。

2. 本件業務の実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

3. 面会交流支援に係る委託事業の内容

(1) 支援計画の作成及び提出

ア 外務省から委託を受けた面会交流支援機関は、当事者からの申請を受けた後、両当事者と協議の上、面会交流に係る支援の内容、方法、日程、頻度等について面会交流支援計画書を作成し、提出する。

イ 外務省の支援事業による面会交流の実施は、1事案につき、最大4回（ただし、当事者が直接対面せずインターネット等を利用した面会交流を行う場合は、それとは別に4回分を付加できる。）とする。これらを超える場合には、その費用を当事者が支払うことを前提として、面会交流支援事業を継続することができるものとする。

(2) 面会交流の実施

ア 面会交流支援計画書に基づき、面会交流の実施当日に子を引き取って面会交流の相手方に引き渡したり、面会交流の場に付き添う等の支援をしたりする。

イ 子の受渡しや付添いの際に、当事者に課された遵守事項等がある場合はこれを確認し、これが守られていない場合は注意を行う。

ウ 当事者が連絡を取り合うことが困難な場合には、当事者に代わって双方に連絡をとり、日時、場所などの調整を行う。

エ その他、インターネット等を利用した面会交流等、面会交流支援機関が対応可能であると判断する限りにおいて、当事者間の面会交流を円滑に行うための支援を行う。

(3) 面会交流支援事業実施後の実施報告書の作成

面会交流支援機関は、実施報告書（概要・経過・結論及び自由記述のコメント）を作成する。自由記述欄には、当該面会交流を実施した所感、意見等を自由記述形式で記入する。面会交流支援機関は、最終期日の終了後に実施報告書を外務省に提出する。

4. 本委託事業により面会交流支援を受けることのできる対象者

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律（ハーグ条約実施法）に基づく援助申請を外務大臣に対し行い、外務大臣により援助決定を受けた事案の当事者

5. 外務省による委託経費

外務省は以下の項目につき適切な支出であると判断された部分のみ、支出する。外務省は、原則として、事案1件につき、直接対面しての面会交流については4回分、直接対面せずインターネット等を利用した面会交流はそれとは別に4回分の面会交流支援に係る業務を委託する（ここでいう1回分とは、準備段階での当事者との連絡調整から面会交流の実施日までの一連の期間を意味する。）。

なお、子が複数人いる場合で、各々の子に個別の対応を要する場合は、面会交流支援機関は外務省と協議の上、個別対応した子1人につき事案1件として算出することができる。

(1) 通訳経費

外部から通訳を雇う必要がある場合、1回ごとの上限を設けた上で支出を認める。

(2) 通信費

1回ごとの上限を設けた上で実費精算で支出を認める。

(3) 事務経費

1回ごとの定額を設けた上で支出を認める。

(4) 実施計画表作成費用

1回ごとの定額を設けた上で支出を認める。

(5) 連絡調整費用

1回ごとの定額を設けた上で支出を認める。

(6) 面会交流支援実施に係る費用（実施報告書作成に係る費用を含む）

1回ごとの定額を設けた上で支出を認める。

(7) 外部実施に伴う面会交流支援機関職員及び通訳人の旅費

旅費は交通費及び宿泊費の実費とし、1回ごとの上限を設けた上で支出を認める。

※外務省は、準備段階での通訳経費、面会交流事業の実施に伴い発生した入園・入館料等については、負担しない。

6. 外務省との契約に係るまでのプロセス

(1) 家庭裁判所・裁判外紛争解決手続機関（ADR機関）・その他の機関又は手段により面会交流の実施に関する合意を成立させた当事者（外務大臣による援助決定を受けた事案に係る当事者に限る。）は、本公募によって作成された面会交流支援機関のリストを参考にして、利用を希望する機関を選定する（外務省ホームページに同リスト及び面会交流支援事業の概要・利用方法についての概要を掲載する。）。両当事者の選定する機関が一致しない場合は、同一の機関が選定されるまでの調整を外務省が行う（同リストには、当該機関の連絡先の他、当事者が負担すべき経費等についても記載する。）。

(2) 両当事者が希望する機関が一致した場合には、外務省は両当事者に、両当事者及び子の名前を当該機関に伝えることについて了承を得た上で、当該機関に対し、今後、両当事者から各々連絡がある旨伝える。両当事者は当該機関に連絡し、支援の可否について確認する。

(3) 当該機関は、両当事者からの連絡の内容を踏まえて、本件事案を受けて問題がないかどうかについて検討し、支援の可否について両当事者に連絡する（※ここで事前の相談として発生する費用は、当事者あるいは面会交流支援機関が負担する（どちらを選択するかは各機関の裁量で決定する。））。

(4) 当該機関から支援する旨連絡を受けた当事者は、外務省に対し、当該機関による面会交流支援を求める旨の申請を行う。申請を受けた外務省は、当該機関に事実関係を確認するとともに、支援に必要な経費について見積もり概

算に係る資料の提出を依頼する。

7. 業務内容

- (1) 上記6(4)の資料を提出する。
- (2) 外務省の指示に従い、上記3.の面会交流支援事業を開始する。
- (3) 面会交流の最終期日が終了した後に、面会交流支援機関は、実施報告書を外務省に提出するとともに、確認を受けた後、外務省に対し支払いの請求を行う。

8. 契約に係る留意事項

- (1) 当事者の都合により、面会交流の実施中に、支援を中断することになった場合には、外務省にその旨を通報した上で外務省の了解を得る。外務省は、その時点までに要した費用を支払うこととする。
- (2) 面会交流支援機関の都合により、面会交流の実施中に、業務を中断することになった場合には、外務省にその旨を通報した上で外務省の了解を得る。外務省はその時点までに要した費用を確認の上、支払うこととし、更に当事者が別の機関での面会交流を望む場合には、当該機関に対して面会交流支援業務を委託する(ただし、1回限り)。
- (3) 面会交流支援機関から、当事者に対して、外務省による支援は最大4回(ただし、期日当事者が直接対面せずインターネット等を利用した面会交流を行う場合は、それとは別に4回分を付加できる。)までに要した費用の負担である点につき、あらかじめ説明し了承を得ることとする。

(了)